

事務連絡(安一2020-82)

2021年03月16日

(配布先)

施工担当部署長・建設所長・設備部長
副部長、副所長、統括工事長(建築・土木)
安全長・安全主任
S・BLC関西支社
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店

安全環境部長

【紙回覧】 可搬式作業台使用ルールの徹底について(要請)

安全環境本部安全部長より“要請”がありましたので連絡します。

他支店に於いて、可搬式作業台の妻側から土工が約1.4m転落する休業災害が発生しました。

転落の原因は、被災者が可搬式作業台についている感知バーを設置せずに作業していた際、天板の端を見失い踏み外したようです。(詳細は添付資料参照)

関西支店でも今年度、可搬式作業台からの同種転落事故が3件発生しています(統計外も含む)。作業床の高さが2m未満であっても、転落すると重篤災害に繋がって行きます。同種災害を発生させないために、今一度、可搬式作業台の適正使用を遵守させて下さい。

以 上

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 20-56
令和3年3月10日

安全環境本部
安全部長

可搬式作業台使用ルールの再徹底について（要請）

先週、当社新築工事作業所において、可搬式作業台の妻側から土工が約1.4m転落し、左足の脛骨と腓骨を骨折するという災害が発生しました。（休業見込30日 別紙1参照）

ダクト開口をシート養生するため、壁際に設置した可搬式作業台上で作業をしていましたが、壁側と妻側の感知バーを設置していませんでした。

当社では示達09-15及び13-03により可搬式作業台の使用基準を定めお知らせしていましたが、順守されず休業災害が発生したことは誠に残念です。（別紙2参照）

また、今年度は全社安全衛生計画の目標の一つに「度数率0.57以下」を掲げ活動していますが、現在休業4日以上の災害は45件となり、予想される延労働時間から換算すると、目標達成が危ぶまれる状況となっています。

つきましては、年度末労働災害防止強調月間の運動を実効的に展開する旨を改めて作業所に注意喚起するとともに、可搬式作業台からの転落災害防止のため、下記使用基準を順守するよう関係者に再徹底願います。

記

可搬式作業台の使用基準（示達09-15及び13-03）

1. 可搬式作業台は、次の（1）～（3）を満たすものを使用する。
 - （1）天板幅 500mm以上
 - （2）手掛け棒を設置（作業床高さ700mm以上となるもの）
 - （3）四方に感知バーまたは補助手摺を設置（作業床高さ1,200mm以上となるもの）

以 上

(転落) 土工が可搬式作業台上で感知バーを設置せずに作業し踏み外して左脛負傷

◇ 発生日時： 2021年3月5日 (金) 午後1:30分頃

◇ 被災者： 土工 60 歳 (所属 2次) 経験 37年11ヶ月



【発生状況】

B1階 文書保管庫の壁上部にある壁ダクト開口をシートで養生しているときに可搬式作業台の高さ1.4mの天板上で片側(壁側)と妻側の感知バーを設置しているときに天板の左端を見失い、踏み外して左脛を負傷した。

(左脛骨近位部骨折 左腓骨近位部骨折 休業見込日数30日)

(配布先)
関係部門長
写：部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安)13-03
平成25年9月2日

安全環境本部長 

脚立の単独使用及び軽量作業台による災害防止について(指示)

平成24年の脚立の単独使用による休業4日以上災害は、全国で5件と転落災害の25%に達し、過去においても毎年発生する繰返し型の災害であり、今年も既に1件発生しています。脚立の単独使用については、その使用中あるいは昇降時にバランスを崩す事例が多く、部門によっては原則禁止といったルールを定めて運用されています。

また、脚立の代替品として軽量作業台がありますが、メーカーによる構造仕様にばらつきがあり、6月には他社で作業床の小さな軽量作業台の使用中に作業員が1.8m転落し死亡するという災害が発生しました。

つきましては、脚立の単独使用及び軽量作業台による災害を防止するため、下記のルールを定めることとしましたので、関係者に周知徹底するよう指示します。

記

1. 脚立の単独使用は禁止とし、可搬式作業台あるいは軽量作業台を使用する。
2. 軽量作業台は、次の(1)～(3)を満たすものを使用する。
 - (1) 作業床の大きさは400mm×500mm以上
 - (2) 作業床高さが700mm以上の場合、手掛りを有するもの
 - (3) 作業床高さが1,200mm以上の場合、四方に感知機構を有するもの

(注) 感知機構とは感知ガード・感知バー・補助手すり等を指す
3. 取引業者持ち込みの軽量作業台についても、2.の基準を満たすものとする。
4. 別途業者については、施主を含めてルールの趣旨を説明し、協力を求める。
5. 実施時期については、ミルックスによる設備更新の都合上、建築事業本部及び土木東京支店は平成25年10月、その他の部門は平成26年6月からとする。
なお、例外については具体的な部門ルールを策定した上で、個々に対応し災害防止に万全を期すこと。
6. 平成22年1月12日付 示達本(安環安)09-15「可搬式作業台の使用制限について(指示)」の1.(3)で定めた可搬式作業台の使用基準についても、上記2.(3)の基準との整合の観点から『四方に感知バーまたは補助手摺を設置(作業床高さ1,200mm以上となるもの)』と改定する。

以上

※添付資料

- (参考) 平成24年以降に発生した脚立の単独使用による休業4日以上災害
(別紙1) 「アルミ軽量作業台」カタログ(ミルックス)
(別紙2) 示達本(安環安)09-15「可搬式作業台の使用制限について(指示)」

参考

平成 24 年以降に発生した脚立の単独使用による休業 4 日以上の災害

NO	発生日	職種	休業 日数	発生状況
1	24/3/24	金属製 建具工	45	屋外室外機置き場で、水切金物の上に脚立を乗せてドア クローザーの交換作業中にバランスを崩して転落
2	24/3/30	鳶工	14	吹付ロックウール撤去作業中に、長尺脚立から転落
3	24/5/12	鉄筋工	30	脚立の最上段にまたいで座り、壁配筋をされていて、脚立 を降りようとしてバランスを崩して転落
4	24/6/25	土工	90	脚立を使って枝の剪定作業中、バランスを崩して転落
5	24/8/2	型枠 解体工	80	脚立を使用して、梁側型枠ベニヤを解体中、ベニヤが外 れた反動で脚立が倒れかけて転落
6	25/2/11	型枠 解体工	30	鋼製脚立上での壁型枠解体作業が終了し、脚立から降り る際に足を踏み外して転落

建築事業本部、土木東京支店
平成25年10月から出庫可
その他の部門
平成26年 6月から出庫可

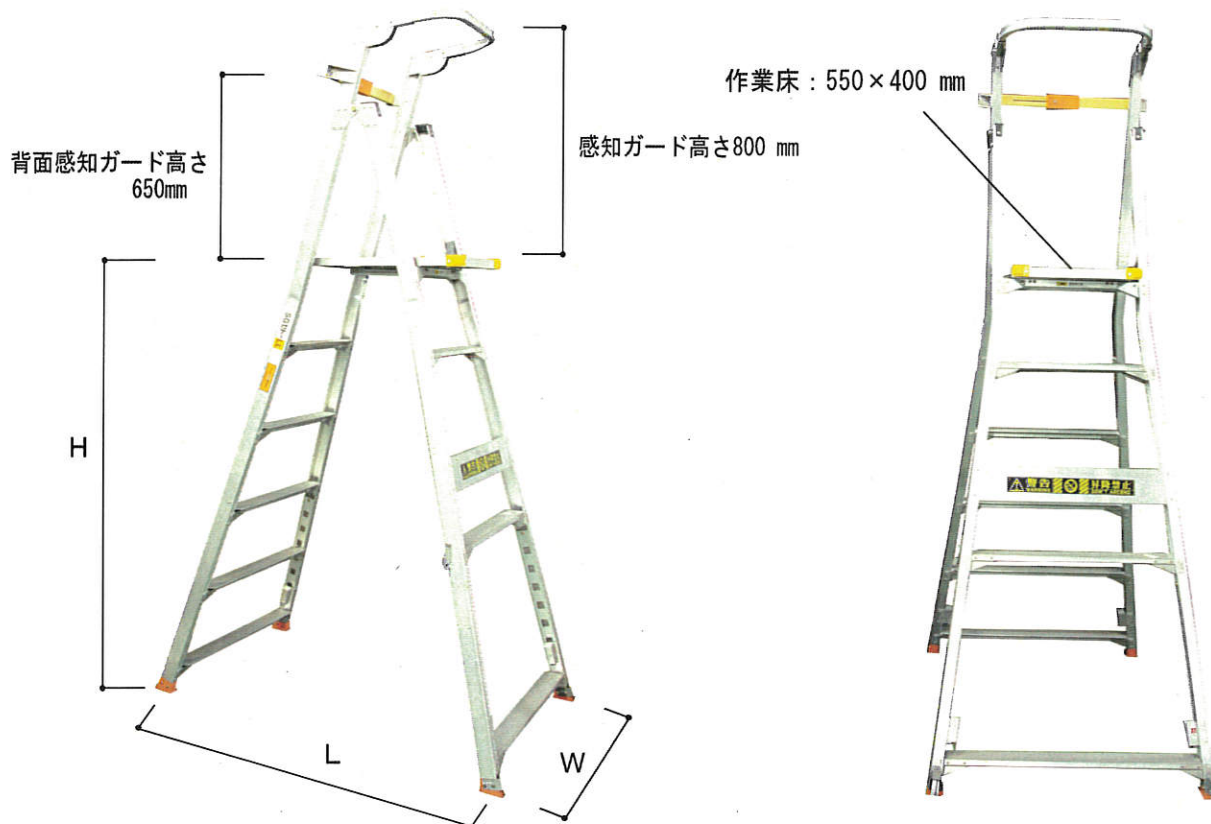
背面感知ガード付きアルミ軽量作業台

○ 用途 : 壁面等の仕上作業用足場

○ 種類

規格名	H (mm)	W (mm)	L (mm)	質量 (kg)
SGセトーL	1,180~1,580	784~882	1,063~1,277	15.1
SGセトーLL	1,580~1,980	882~981	1,277~1,491	18.7

※SGセトーL, SGセトーLLどちらも6段階高さが調節できます。
(66.7mm/段)



○ 許容積載荷重 : 150kg

- 特長 :
 - ・ワンタッチで設置、収納できる感知ガードを内蔵しております。
 - ・壁際に近い位置で作業ができるように作業床が550mm×400mmと広がっています。
 - ・踏み枠幅は70mmあり、昇降時の安全性をより高めています。
 - ・背面に感知ガードが付いているので、安全に作業が出来ます。
- 留意点 :
 - ・傾斜している場所や段差及び起伏のある場所等には設置しないで下さい。
 - ・使用時には両側の手摺用ストッパーを確実にロックして下さい。
 - ・昇降時に背面感知ガードをくぐらないでください。

内装足場	軽量作業台	D 8
------	-------	-----

(配布先)
関係部門長、支店長、事業部長
写：部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安)09-15
平成22年1月12日

安全環境本部長



可搬式作業台の使用制限について(指示)

平成21年の可搬式作業台に係わる休業4日以上災害は、全国で8件と全体の14%(12/31現在)に達し、過去5年の災害統計においても毎年発生する繰返し型の災害となっております。端部からの転落あるいは昇降時の転落が後を絶たず、解体中のダクトが可搬式作業台に激突したことにより転落するという災害も2件発生しております。

可搬式作業台には色々なタイプのものがありますが、作業に対し天板幅が狭く不安定なものもあります。

つきましては、可搬式作業台に係わる災害防止の観点から、下記の通り使用制限を定めましたので、関係者に周知願います。

また、「可搬式作業台の使用について」(建築事業本部 安全環境部編)、「仮設機材取扱いマニュアル」(ミルックス製作DVD)等を活用した受入教育・勉強会等で、使用上の注意事項を周知するとともに、リスクアセスメントを確実に実施し、危険有害要因の低減を図った上で使用するように徹底して下さい。

記

1. 可搬式作業台は、次の(1)～(3)を満たすものを使用する。
 - (1) 天板幅 500mm以上
 - (2) 手掛け棒を設置(作業床高さ700mm以上となるもの)
 - (3) 感知バーまたは補助手摺を設置(作業床高さ1,500mm以上となるもの)
 2. 取引業者持ち込みの可搬式作業台についても、1.の基準を満たすものとする。
- ・ミルックスによる設備更新の都合上、建築事業本部は平成22年度、その他の部門は平成23年度より完全実施とする。

以上

※可搬式作業台：アジャストウマ、エクセルベース、SGペガ他、類似する作業台

- ◆添付資料：1「可搬式作業台の使用について」(建築事業本部 安全環境部編)
2「仮設機材取扱いマニュアル」(ミルックス製作DVD)表紙

参考

※平成 21 年に発生した可搬式作業台に係わる休業 4 日以上災害

NO	発生日	職種	休業 日数	発生状況
1	1/16	鳶工	50	トラック荷台から作業台に移ろうとして片足を乗せた際、バランスを崩して転倒
2	2/24	型枠 解体工	40	相番者と作業台で型枠解体中、相番者が型枠を滑らせ、そのはずみで転落
3	4/24	ボード 工	60	作業台上で PB 貼り作業中に作業床端部から転落
4	7/24	その他	30	耐震補強の配筋寸法を作業台で測定中、足を滑らせて転落
5	10/14	塗装工	30	バルコニーで軒天の塗装養生テープを貼る作業中に作業床端部から転落
6	10/17	建造物 解体工	20	作業台で既存ダクトを解体中、近くで解体していた別のダクトが落下し、作業台にぶつかったはずみで転落
7	11/6	鉄筋工	15	作業台から手掛け棒を使わず下りる途中で足を踏み外し転落
8	11/20	建造物 解体工	90	作業台で既存ダクトを解体中、解体したダクトが作業台にあたったはずみで転落

可搬式作業台の使用について

建築事業本部 安全課環境部
2010.1.15制定
2012.3.21改訂

■構造・規格のルール

可搬式作業台は(1)～(3)を満たすものとする。

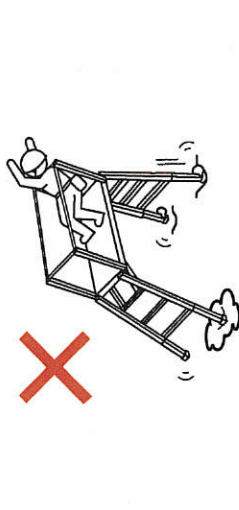
- (1) 天板幅は500mm以上とする。
- (2) 作業床高さ700mm以上の場合は、手掛け棒を4本設置する。
- (3) 作業床高さ1,200mm以上となるものを使用する場合は感知バー又は補助手摺を四方に設置する。

※取引業者持ち込みの可搬式作業台についても基準を満たすものとする。

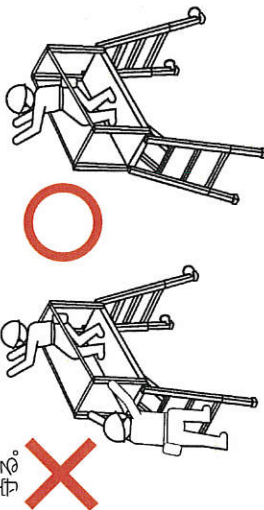
■使用時のルール

- (1) 始業点検にて不具合のある製品は使用せず、事務所に連絡すること。
(開閉ストッパーロックの確認・伸び足のストッパーロックの確認・手掛け棒・伸び足のストッパーロックの確認、及び手掛け棒・ステップ及び伸び足に曲がり、ひび割れ等の確認を行う)
- (2) 不安定な場所に設置しない。(スリール等の開口、地山では足元沈下への対策を確実に行う)[図-①]
- (3) 昇降は手掛け棒を使い前向き(はしご昇降)で行う。(荷物を持って昇降しない。背を向けて降りない。飛び降りない。)[図-②]
- (4) 高さ1200mm以上となるものを使用する場合は感知バー又は補助手摺を四方設置する。(壁際作業も四方とする)高さ700mm以上の場合は、手掛け棒4本を設置する。
- (5) 2人以上乗らない。作業台が不安定になり、転倒・転落の恐れがある。また、積載荷重制限(150kg)を守る。[図-③]
- (6) 過大な重量物を扱う不安定な作業、身を乗り出す作業はしない。[図-④]
- (7) 強い水平力がかかる作業、反動・衝撃・解体作業等で転倒・転落の恐れのある作業では使用しない。やむをえず使用する場合は、作業所の許可制とし十分な対策を講じる。[図-⑤]
- (8) 上向き作業等、転落の恐れのある作業には別の強固な設備に安全帯を使用する。[図-⑥]
- (9) 感知バー・補助手摺は手摺ではない。そのため、安全帯をかけたがり寄りかかったりしない。
- (10) 入り隅や壁際作業にはコーナーステージを使用する。(身を乗り出さない)[図-⑦]
- (11) 開口部廻り・吹抜床端部での作業は、安全帯の使用及び垂直又は水平養生設備等によるダブルセーフティーを実施する。[図-⑧]
- (12) 作業員の適正配置を行う。教育を受け、取扱いルールを実践できる者が使用するものとする。
- (13) 作業所は可搬式作業台の使用目的を把握し、上記ルールを順守させる。

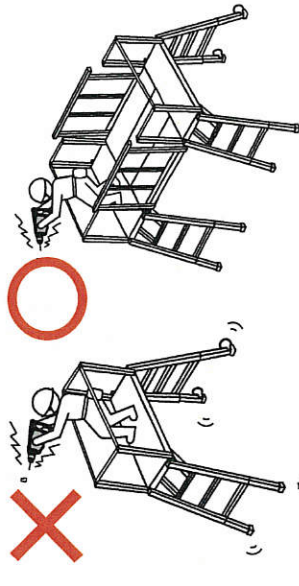
- ① 不安定な場所では足元沈下に注意(スリール等の開口、地山では足元沈下に注意)



- ③ 2人以上乗らない。作業台が不安定になり、転倒・転落の恐れがある。また、積載荷重(150kg)を守る。



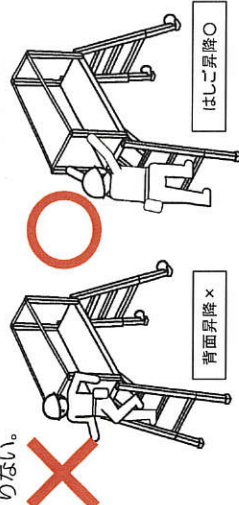
- ⑤ 強い水平力がかかる作業、反動・衝撃・解体作業等で転倒・転落の恐れのある作業では使用しない。



- ⑦ 入り隅や壁際作業にはコーナーステージを使用する。(身を乗り出さない)



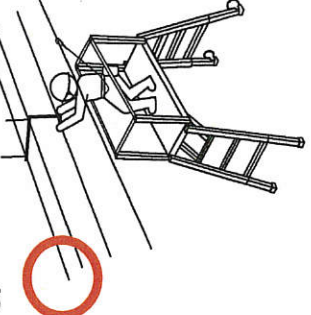
- ② 昇降は手掛け棒を使い前向きに行う。(荷物を持って昇降しない。背を向けて降りない。飛び降りない。)



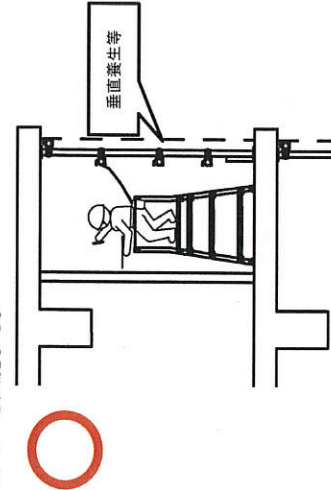
- ④ 過大な重量作業、身を乗り出す作業はしない。また、必ず、要側ストッパーを機能させる。



- ⑥ 上向き作業等、転落の恐れのある作業には安全帯を使用する。



- ⑧ 開口部廻り・吹抜床端部での作業は、安全帯の使用及び垂直又は水平養生設備等によるダブルセーフティーを実施する。

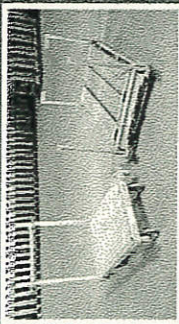


MILX

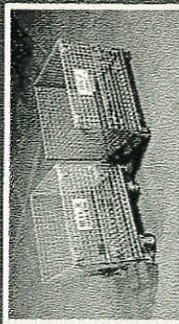
MILX

株式会社ミルックス

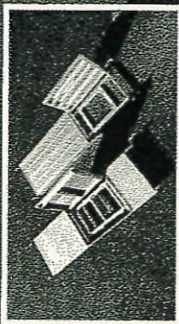
01 資材運搬用台車 5:10



02 メッシュバレット 5:30



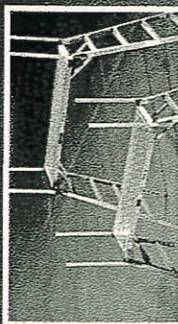
03 タラップ付き布枠 4:20



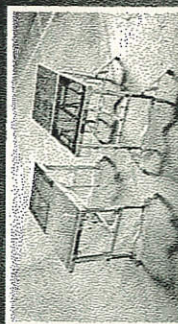
04 親綱支柱システム 7:05



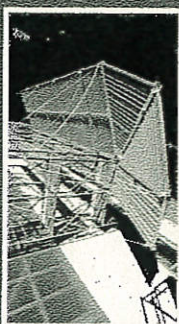
05 アルミ製可搬式作業台 6:05



06 アルミ製移動式室内足場 11:20



07 アルミアサガオ 10:20



制作協力 北海道映像記録 2009年

	16:9 LB	片面・1層	仮設機材取扱いマニュアル		51 min
		MPEG-2	COLOR	ステレオ	非商品

DVDビデオは、映像と音声を高圧縮に記録したディスクです。
左のロゴマークの付いたDVDビデオ対応のプレーヤーで再生して下さい。
オートスタート機能：このディスクは、プレーヤーに挿入後、自動的にメニューの再生を開始します。

仮設機材取扱いマニュアル

仮設機材取扱いマニュアル

DVD VIDEO

DVD VIDEO